

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第1項の規定により、次の指定給水装置工事事業者の指定を更新したので、かずさ水道広域連合企業団水道事業指定給水装置工事事業者規程第4条第1項第2号の規定により、告示する。

令和7年4月24日

指定番号	給水装置工事事業者の氏名又は名称	代表者名	事業所の所在地	指定の有効期限
109	有限会社鈴木鉄工所	鈴木 博	千葉県富津市更和19番地	令和11年9月29日
216	株式会社 アイリスインダストリー	楠原 一晃	千葉県千葉市若葉区 桜木一丁目32番50号	令和11年9月29日
223	H・Yサービス株式会社	黒崎 広明	千葉県木更津市羽鳥野 一丁目6番地11	令和11年11月27日